

公募対象技術における土地の条件（操業中）／概要

	ケース ⑨	ケース ⑩	ケース ⑪	ケース ⑫	ケース ⑬	ケース ⑭	ケース ⑮	ケース ⑯
汚染物質	VOC (ベンゼンを除く)	シアン化合物	六価クロム化合物	ベンゼン	VOC (ベンゼンを除く)	シアン化合物	六価クロム化合物	ベンゼン
汚染状況	第二溶出量超過 及び 第二地下水基準超過 （詳細は各ケース 汚染状況を参照）							
敷地（対策）面積	300 ㎡以下							
地形	東京低地				武蔵野台地			
地下水位	GL－2 m 不飽和帯:GL～－2m、飽和帯:－2m以深				GL－7 m 不飽和帯:GL～－7m、飽和帯:－7m以深			
区域種別	（条例）地下水汚染拡大防止区域 相当							
対策目標	条例指針における 要管理区域相当 とする ・ 透過性地下水浄化壁による対策は、2年間地下水モニタリングで第二地下水基準適合 ・ 複数の技術を組み合わせた対策も可（汚染土壌の一部を掘削除去することも許容） ・ 第二溶出量基準超過土壌に対する不溶化対策も可							
土地・建物の形状	操業中の事業場 詳細は「公募対象地における土地の条件（操業中）」を参照 ・ 対策は建屋内、建屋外もしくは両方で施工することも可							

※ 土質については条件を付さないが、適用できる土質、あるいは適用が難しい土質があれば、「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」に記載すること。

公募対象技術における土地の条件（操業中）／対象地の土地・建物・操業

ケース ⑨ ⑩ ⑪ ⑬ ⑭ ⑮

土地の形状

- ・ **操業中の事業場**
- ・ 敷地 300㎡（縦25×横12m）、建屋 240㎡（縦24×横10m）
- ・ 3辺を 閑静な住宅地 に囲まれ、前面は 幅4mの区道 に接する
- ・ 建屋周囲に 幅1mの空地（未舗装）があり、対策に利用可能
- ・ 地下水は 黄色矢印の向きに緩やかに流れる

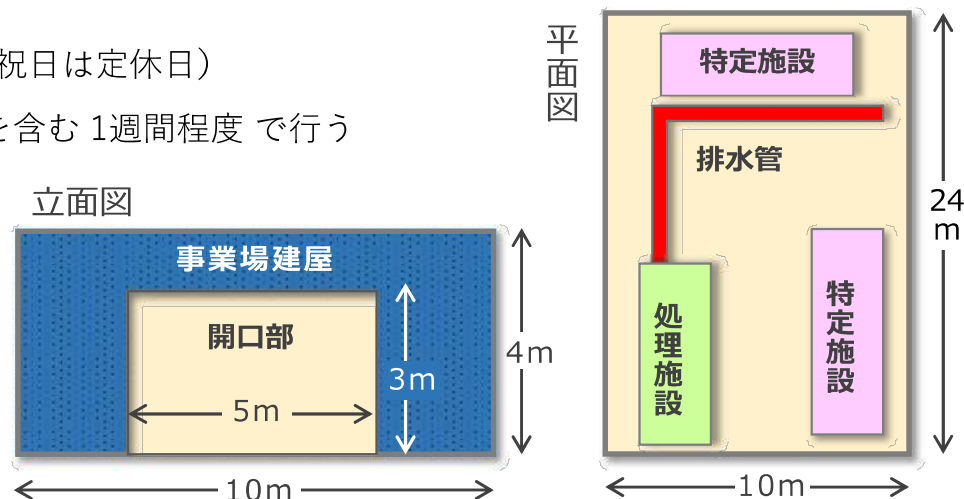
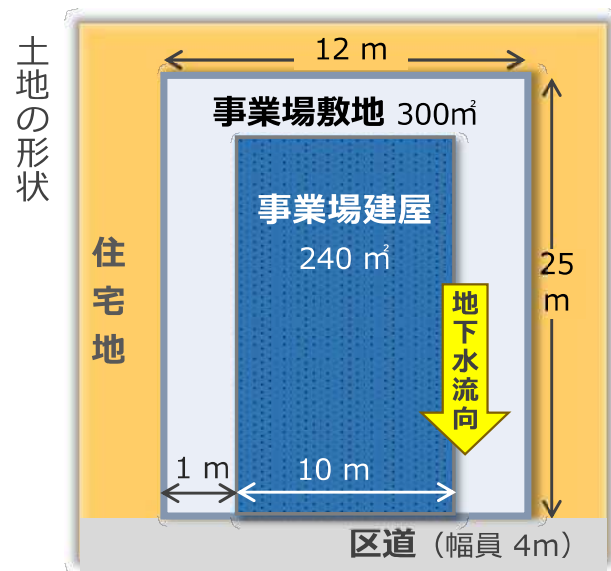
建物の形状

- ・搬入口 高さ3 × 横 5m（建屋内に搬入できる機械のサイズ）
- ・天井高 4 m（施工用機械の可動範囲） ・床面 コンクリート
- ・特定施設 2か所（移動は不可）
- ・排水が 地下排水管経由で 処理施設 に流入し、下水道に放流

事業場の操業

- ・事業場は月曜から土曜まで操業（日曜・祝日は定休日）
 - ・建屋内での対策施工は 日曜、又は 連休を含む 1週間程度 で行う
 - ・建屋外での対策施工は制限なし
 - ・操業中は排水が床にこぼれる懸念があり、床面のコア抜き作業は、施工後に排水が流入しない措置が必要
- 立面図

※一部の条件が異なれば適用できる技術も 応募可能
申請書に その旨を記載すること



公募対象技術における土地の条件（操業中）／汚染物質・汚染状況

汚染状態は建屋内において均一とし、これより高濃度の汚染はないものとする。

ケース⑨⑬のテトラクロロエチレンは土壌中で分解され、一部はクロロエチレンまで進行している。

ケース⑩⑭のシアンは、大多数が錯体の形態にはなっていない。

ケース ⑨

深度	テトラクロロエチレン (mg/L)	クロロエチレン (mg/L)
表層	<u>0.18</u>	0.001
GL-0.5m	<u>0.22</u>	0.001
GL-1m	<u>0.24</u>	0.001
GL-2m	<u>0.18</u>	<u>0.003</u>
GL-3m	<u>0.072</u>	<u>0.013</u>
GL-4m	<u>0.081</u>	<u>0.028</u>
GL-5m	<u>0.12</u>	<u>0.041</u>
GL-6m	<u>0.33</u>	<u>0.052</u>
GL-7m	<u>0.15</u>	<u>0.036</u>
GL-8m	0.007	0.001
GL-9m	0.005	ND
GL-10m	ND	ND
地下水	<u>0.18</u>	<u>0.022</u>

ケース ⑩

深度	シアン化合物 (mg/L)
表層	<u>2.1</u>
GL-1m	<u>1.7</u>
GL-2m	<u>0.4</u>
GL-3m	<u>0.6</u>
GL-4m	<u>1.6</u>
GL-5m	<u>2.9</u>
GL-6m	<u>3.8</u>
GL-7m	<u>1.5</u>
GL-8m	<u>0.1</u>
GL-9m	ND
GL-10m	ND
地下水	<u>3.7</u>

ケース ⑪

深度	六価クロム化合物 (mg/L)
表層	<u>3.1</u>
GL-1m	<u>2.5</u>
GL-2m	<u>0.83</u>
GL-3m	<u>1.3</u>
GL-4m	<u>3.2</u>
GL-5m	<u>4.5</u>
GL-6m	<u>5.1</u>
GL-7m	<u>3.3</u>
GL-8m	<u>0.12</u>
GL-9m	ND
GL-10m	ND
地下水	<u>3.0</u>

赤字:基準超過 赤字下線:第二基準超過

ケース ⑬

深度	テトラクロロ エチレン (mg/L)	クロロ エチレン (mg/L)
表層	0.001	ND
GL-0.5m	0.002	0.001
GL-1m	ND	ND
GL-2m	0.007	ND
GL-3m	0.010	0.001
GL-4m	0.011	ND
GL-5m	0.008	0.002
GL-6m	0.022	0.002
GL-7m	0.057	0.007
GL-8m	0.18	0.015
GL-9m	0.11	0.028
GL-10m	0.065	0.013
GL-11m	0.071	0.011
GL-12m	0.050	0.008
GL-13m	0.021	0.001
GL-14m	0.012	ND
GL-15m	0.009	ND
GL-16m	0.002	ND
地下水	0.12	0.015

ケース ⑭

深度	シアン化合物 (mg/L) (mg/kg)	
表層	0.3	100
GL-1m	0.1	80
GL-2m	0.4	60
GL-3m	0.6	20
GL-4m	ND	10
GL-5m	0.7	ND
GL-6m	1.2	ND
GL-7m	2.4	ND
GL-8m	1.5	ND
GL-9m	0.8	ND
GL-10m	0.2	ND
GL-11m	ND	ND
GL-12m	ND	ND
地下水	1.2	—

ケース ⑮

深度	六価クロム化合物 (mg/L) (mg/kg)	
表層	0.12	3000
GL-1m	0.16	1100
GL-2m	0.10	500
GL-3m	0.045	ND
GL-4m	0.84	ND
GL-5m	1.1	ND
GL-6m	0.62	ND
GL-7m	1.7	ND
GL-8m	2.1	ND
GL-9m	1.3	ND
GL-10m	0.76	ND
GL-11m	0.18	ND
GL-12m	0.11	ND
GL-13m	0.020	ND
GL-14m	0.066	ND
GL-15m	0.030	ND
GL-16m	ND	ND
地下水	3.0	—

赤字:基準超過 赤字下線:第二基準超過

公募対象技術における土地の条件（操業中）／対象地の土地・建物・操業 ケース ⑫ ⑯

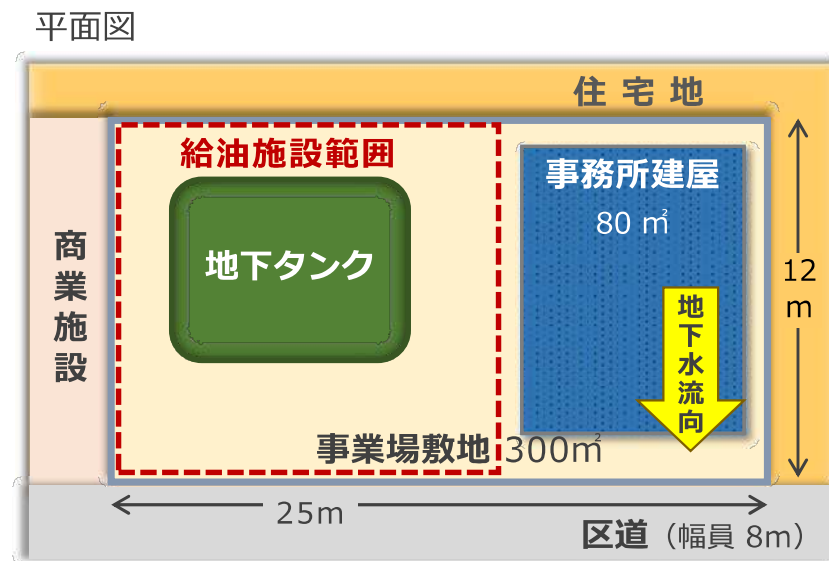
土地・建物の形状

- ・敷地 300㎡（縦 12×横 25m）の **ガソリンスタンド**
- ・3辺を 住宅地 及び 商業施設 に囲まれ、前面は 幅8mの都道 に接する
- ・給油施設の 深度5m に 地下タンク が存在
- ・給油施設範囲 に 土壌汚染が確認されている
- ・事務所として使用する建屋 80㎡が存在（汚染のおそれが少ない土地、土壌調査未実施）
- ・地下水 は 黄色矢印の向きに緩やかに流れる

事業場の操業

- ・全面改装のため 長期休業中
- ・地下タンクはガソリン抜き取り、洗浄済み
- ・改装作業は 8時から17時までであり、
以降の時間に 対策施工が可能
- ・1週間程度 で施工する必要がある
- ・改装作業は排水が床にこぼれる懸念が
あり、床面のコア抜き作業は施工後に
排水が流入しない措置が必要

※ 一部の条件が異なれば適用できる技術も 応募可能
申請書に その旨を記載すること



公募対象技術における土地の条件（操業中）／汚染物質・汚染状況

地下タンク近傍（給油施設範囲）で土壌調査を行い、均一な汚染とする。
事務所側建屋の範囲（汚染のおそれが少ない土地）は未調査とする。

ケース ⑫

深度	ベンゼン (mg/L)
表層	0.006
GL-0.5m	0.007
GL-1m	0.013
GL-2m	0.015
GL-3m	0.093
GL-4m	<u>0.15</u>
GL-5m	<u>0.49</u>
GL-6m	0.082
GL-7m	0.047
GL-8m	0.013
GL-9m	0.008
GL-10	ND
地下水	<u>0.37</u>

ケース ⑯

深度	ベンゼン (mg/L)	深度	ベンゼン (mg/L)
表層	0.006	GL-9m	<u>0.12</u>
GL-0.5m	0.007	GL-10m	0.021
GL-1m	ND	GL-11m	0.011
GL-2m	ND	GL-12m	0.005
GL-3m	0.007	GL-13m	ND
GL-4m	0.003		
GL-5m	0.017		
GL-6m	<u>0.11</u>		
GL-7m	<u>0.13</u>		
GL-8m	<u>0.18</u>		
地下水	<u>0.37</u>		

赤字:基準超過 赤字下線:第二基準超過